#### 特記仕様書

(適用)

第1条 本特記仕様書は、「R3吉土 宮川内谷川 上板・引野 緊急河川維持業務」に 適用するものとする。

### (交通安全管理等)

第2条 受託者は、供用中の道路に係る業務の施行にあたっては、「道路工事の安全施設設置要領(案)」(平成8年3月)等を参考に実施するものとし、より一層の安全対策を講じるものとする。

なお、業務の施行に際し、交通規制が必要な場合は、関係機関と協議し所定の手続き を行うものとする。

## (交通誘導警備員等)

第3条 本業務については、交通誘導警備員を27人日見込んでいるが、人数等が変更となる場合は、事前に監督員と協議するものとする。

#### (施工管理等)

第4条 業務写真は、同一箇所で施工前・施工状況(集積・積み込み・運搬・処理)・施工後を対比させて添付することとする。なお、撮影箇所及び頻度は監督員と協議すること。 2 完了時には、その箇所の図面を作成し、監督員の検査立会を受けること。

#### (実績日報)

第5条 残土処理に伴うゴミの分別については、実績により当初計上数量程度を予定している。

実績の証明は、実績日報総括表・実績日報・写真(別紙-1,2,3)を作成するものとする。

#### (残土の搬出)

第6条 残土の搬出先については、次の場所への搬出を見込んでいる。

#### 受け入れ場所

残土:伊沢谷川(L=22.5km以下)

- 1 具体的な搬出場所及び時期に関しては、監督員の指示に従うこと。
- 2 残土受入れには、ゴミの混入がないことが条件であるため、残土に含まれるゴミの除去を徹底すること。
- 3 残土搬出の際、1日当たりに10tダンプトラック4台の稼働を見込んでいる。

(発生材(ゴミ等)の搬出等)

第7条 建設副産物が搬出される工事について、建設発生土は建設発生土搬出調書、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書(様式3)を提出しなければならない。

なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。

2 発生材(ゴミ等)の取り扱いについては、上記法律等関係法令を遵守すること。

## (その他)

第8条 以上に記載の無い事項に関しては、「徳島県土木工事共通仕様書(平成28年7月)徳島県県土整備部」に準ずるものとする。

## 徳島県東部県土整備局<吉野川>河川砂防ダム管理担当宛

# 実績日報総括表

作業場所	
委託業務名	
委託業務内容	
現場責任者	

	作業員	種別	合計実働時間	合計	備考
			h	人	
			h	人	
労務実績			h	人	
			h	人	
			h	人	
			h	人	
			h	人	
			h	人	
			h	人	
	作業機械名	規格	合計実働時間	合計	備考
作業			h	日	
			h	日	
作業			h	日	
業			h	日	
作業機械実績			h	日	
			h	日	
			h	日	
			h	日	
			h	日	
			h	日	
	名称	規格	数量	備考	
その					
その他材料					

<sup>・</sup>実働時間は、休憩時間等を除く実質の作業時間とする。

# 徳島県東部県土整備局<吉野川>河川砂防ダム管理担当 宛

# 実績日報

作業日		
作業場所		
委託業務名		
委託業務箇所		
現場責任者		

	作業者名	作業時間	実働時間	作業員	作業員種別	作業内容	備	考
労務実績		~	h	人				
		~	h	人				
		~	h	人				
		~	h	人				
		~	h	人				
		~	h	人				
		~	h	人				
	小計		0.0 h	0 人	0			
	作業機械名	作業時間	実働時間	運転手	規格	作業内容	備	考
		~	h	人				
		~	h	人				
作		~	h	人				
作業機械実績		~	h	人				
械 実		~	h	人				
績		~	h	人				
		~	h	人				
	小計		0.0 h	0 人	0			
	名称	規格等		数量	備考			
その								
他材料								
	小計							

<sup>・</sup>実働時間は、休憩時間等を除く実質の作業時間とする。

## 実績 日報 写真

作業日: 令和 年 月 日( )

作業機械実績 撮影場所: 撮影時刻: 撮影作業員名:

その他材料写真 最影場所: 撮影時刻: 撮影その他材料写真